

地震が起きたら



東京都

慌てずその場に



日頃から点検を



一斉帰宅抑制推進 企業募集

従業員や家族
の安否を確認



応募対象：東京都内に本社・事務所を置く企業、
社団法人、財団法人、NPO 法人等

募集期間：令和元年

7月1日～9月30日



平成30年度

大地震、災害時は

72時間帰らないに、
ご協力をお願いします！



12のモデル企業を含む49の推進企業が誕生!!

お申し込みの詳細・推進企業の取組はこちら》東京都 「一斉帰宅抑制推進企業」 検索

問合せ先：東京都総務局総合防災部防災管理課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 Tel：03-5388-2529（平日9：00～17：00）

広報協力：東京商工会議所・公益財団法人東京都中小企業振興公社

一斉帰宅抑制とは??

大地震発生時は、むやみに移動を開始せず、会社などの安全な場所に留まること。
一斉帰宅抑制が徹底されないと・・・

- ・道路が人で埋まり、救命救助活動に支障を来すおそれ
- ・帰宅困難者自身が、余震等により二次被害に遭うおそれ

東京都では、発災後の混乱を防止するため、72時間は社内や施設内での待機や、従業員と家族の安否確認等の取組をお願いしています。



東京都一斉帰宅抑制推進企業とは??

一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を「**東京都一斉帰宅抑制推進企業**」として認定します。
認定した企業等のうち、特に優れた取組や波及効果の大きい取組を進めている企業等を「**モデル企業**」
として選定します。例えば・・・

- ・机の下を備蓄品置き場に活用することで省スペース化を実現
- ・取引先と連携して、外出中の従業員を相互に受入れ など

※平成30年度の推進企業の取組は「東京都防災ホームページ」で御覧いただけます。



推進企業に認定されると??

- 企業名や取組内容を東京都のHPや事例集で公表
- 認定証と認定マークの交付

※平成30年度の推進企業は、新たに申請をいただくと、
モデル企業の審査対象になります。



<認定マーク(推進企業)>



<認定マーク(モデル企業)>

東京都一斉帰宅抑制推進企業認定までの流れ

申請



審査



認定

〈7月1日～9月30日募集〉

〈11月頃〉

応募にあたっては・・・

「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく以下の項目に取り組んでいることが必要です。

- 従業員及び施設等の安全確保
- 従業員等との安否確認手段の周知
- 従業員の3日分の水・食料の備蓄
- 発災時に安全な場所に留まること等の周知



〈一斉帰宅抑制の普及啓発動画について〉

東京都公式動画チャンネル
「東京動画」にて公開!!



東京動画「あなたのために」

検索

〈帰宅困難者対策及びその他の防災情報はこちら〉

「東京都防災アプリ」**無料!** ※スマートフォン・タブレットの端末で利用可能です。

Android 版



iOS 版

